

朝から小雪がちらつく寒い日になりましたが、10時から地裁前でビラ配布と宣伝車による宣伝行動がおこなわれました。11時から527号法廷で約30分ほど双方の主張が行われ、終了後に報告集会以裁判の進行状況、争点の説明が行われました。（約50名が参加）

（事件の概要）

2010年11月16日に管財人の企業再生支援機構の担当者2名（支援機構ディレクター及び管財人代理）が乗員組合とキャビンクルーユニオンとの労使交渉で「整理解雇を争点とした争議権が確立された場合、それが撤回されるまで、更生計画案で予定されている3500億円の出資をすることはできません。」と発言し、東京都労働委員会から両氏の発言は「組合員に対して威嚇的效果を与え、組合の組織運営に影響を及ぼすものであり、労組法第7条3項が定める支配介入に該当する」として謝罪文の交付など命令が出されました。

JAL側は、2011年8月17日に命令取り消しを求めて東京地裁へ提訴し、争われています。

（今日の裁判の内容）

組合側から企業再生支援委員会が「スト権を確立したら3500億円の出資はしない。」ということを決めているなら、その議事録を提出するよう求めたことに対して、JAL側は「審議、決議はしていないが、2010年11月30日の支援機構の委員長の記者会見で、ストを行う企業に出資できないと言う考えはあった。」と主張しました、組合側は記者会見の全文を出すよう求めました。

裁判長は、次回に事実関係について明らかにするようにJAL側に求めました。

JAL側が説明できない限り、虚偽の事実で、スト権を妨害する支配介入を行ったこととなります。次回は3月7日（木）午後1時30分から行われます。

今、ドリームエアライナーと言われるボーイング787機は、搭載しているリチウム・イオン電池が発火した事故の原因が明らかになるまで運航停止になっています。

連日、マスコミで調査状況が報道されていて、世論の安全運航への関心の高さが示されています。

飛行機を安全に飛ばしているのは航空労働者です、その航空労働者に対して違法な不当労働行為を行うことは、安全運航を損なう行為です。

JALは公共交通機関としての社会的責任を果たすためにも、積極的に解決を図る努力をして欲しいと願うものです。

（JALの5つの裁判の日程）

- *2月7日 JAL不当解雇撤回裁判（乗員裁判）東京高裁101号法廷 14時30分～
- *3月1日 JAL不当解雇撤回裁判（客乗裁判）東京高裁101号法廷 14時30分～
- *3月7日 JAL不当労働行為裁判 東京地裁 13時30分～
- *3月11日 日東整不当解雇撤回裁判 東京地裁 10時～
- *JAL契約制客室乗務員雇い止め撤回裁判は2012年12月10日最高裁へ上告